

令和4年度 第1回障害福祉計画推進委員会 意見

分野	施策	対象となるR3計画 (一部抜粋)	意見	回答
1	外出・移動支援	総合運動公園使用料割引制度を、町のホームページ、福祉課が発行している「福祉のしおり」に掲載する。	総合運動公園使用料割引制度についての周知が出来なかった理由は何か。	昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大により体育施設の閉館や使用制限などを行っており、使用料割引制度の周知時機を調整することができませんでした。現在は、福祉課が発行している福祉のしおりに加え、町のホームページの総合運動公園及び庭球場の利用案内ページに掲載し、周知を図っています。
1	外出・移動支援	利用者の利便性向上のため、バス停ベンチ8台の設置を行う。タウンバスの利用者へのアンケート調査を行う（継続）。	タウンバスに関して中型バスの故障中に小型バスが代行されているが、車椅子を利用している人は、修理が終わる間タウンバスの利用ができないので、不便を感じている。代行時も中型バスの利用ができるようお願いしたい。	芦屋タウンバス車両は現在全6台あり、常時4台体制で運行を行い予備車を2台事業所内で待機させています。内訳としまして、56人乗りの中型バス1台、31人乗りの小型バス3台、マイクロバス2台です。中型バスと小型バスはスロープがついておりますが、マイクロバスについてはスロープがついていないため、タウンバスの利用ができないと感じておられると思いますが、乗務員が乗降介助しておりますので、お気兼ねなくご利用頂きますようお願い致します。
1	緊急時の支援体制の充実	出前講座等において、ハザードマップの活用と周知を図る。	ハザードマップの活用について出前講座の時期を明示することはできないのか。	出前講座は、原則として町内に在住・在勤する5人以上で構成された団体やグループが開催する事業に、職員を講師として派遣するものです。開催日時や講座内容は要請者と要請を受けた担当課の双方が調整して決定しますので、通年で開催可能です。 なお、庶務係が開催する出前講座「知って安心！まちの防災」では、要請を受けた自治区などにスポットを当てハザードマップを活用した講座を行っていますが、現在出前講座の内容紹介のチラシなどにおいて、ハザードマップを活用する旨の記載が不足していますので、今後記載内容を改めて参ります。

分野	施策	対象となる計画 (一部抜粋)	意見	回答
1	緊急時の支援体制の充実	災害対策基本法の改正が予定されており、避難勧告がなくなり、避難指示に一本化される見込みとなっている。出水期において、適切な避難行動ができるよう、広報あしやなどを通じて、住民を周知する。	早期避難行動について、ご本人さんたちは詳しく理解は出来ていない。 (知的障がい・独居)	障がいがあることや高齢であることなどにより、防災情報・避難情報などを瞬時に理解し、早期の自主的な避難行動につながらない「避難行動要支援者」については、避難時に周囲の人の支援を必要とすることがあります。 町では、「避難行動要支援者名簿」を作成し、個人情報保護にも配慮しながら地域における災害時などの助けあいの仕組みづくり構築に役立てていただくため、各区の自主防災組織（組織されていない区においては区）に名簿は提供しています。また、令和3年の災害対策基本法の改正により、事前に避難行動要支援者についての災害時の支援者や避難経路などが記載された「個別避難計画」の策定が、市町村の努力義務とされました。 芦屋町においても、避難行動要支援者が必要な支援を受けて早期の避難行動がとれるよう、個別避難計画の策定に向けて取り組みを進めて参ります。
2	情報の充実提供	点字テプラ、聴覚障がい者用ポータブルレコーダーの貸し出しを継続する。	情報取得を支援する機器の貸し出しが活用されていない要因は何か。	視覚や聴覚に障がいのある方が対象となりますが、多くの方が補装具・日常生活用具で機器の支給を受けることが要因であると考えています。今後、広報紙やホームページで機器の貸し出しについて掲載し、積極的に周知を図っていきたいと考えています。
2	意思支援疎通	庁内に手話奉仕員を設置する(1名)。	手話奉仕員の育成計画はあるのか。	手話奉仕員の育成計画はありませんが、1市4町(遠賀郡4町・中間市)合同で開催している手話奉仕員養成講座について、毎年、広報紙で周知を図っております。今後は役場職員の受講も促進するため、庁舎内でも周知を図っていきたいと考えています。
3	権利擁護の推進	広報及び町のホームページ、商工会報で合理的配慮についての周知を継続する。	障害者差別解消法に関して、2021年5月の改正によって合理的配慮の提供を義務付けられた。3年以内の施行となっているため、それまでに芦屋町として関連する民間事業主の方々に普及啓発や周知徹底を図る必要があるのでは。また町の条例の改正も含めて検討及び対策を講じる必要があると考えため検討してほしい。	改正障害者差別解消法は公布日から3年以内の政令で定める日の施行とされているため、条例改正については、施行後、速やかに遠賀郡内4町で足並みを揃えて対応することとしています。民間事業主に対しては、町の広報紙やホームページでの周知のほか、商工会の会報にも掲載を依頼し、周知を図っています。

分野	施策	対象となる計画 (一部抜粋)	意見	回答
3	権利擁護の推進	<p>成年後見制度が住民にとって身近な制度となるよう、町のホームページや広報あしや等を通じた啓発を行う。</p>	<p>成年後見制度については、ご本人さんが必要と感じていない方が多く、支援者とのギャップが大きい。</p>	<p>遠賀郡内3町（芦屋・岡垣・遠賀）は「北九州市成年後見センター」と連携し、電話相談や出張相談など、成年後見に関する相談会を開催しています。これらの相談会や講演会などへのご本人さんの参加を促進するため、広報紙やホームページで引き続き周知を図っていきたいと考えています。</p>
3	権利擁護の推進	<p>制度の利用を必要とする人が取り残されることがないように、住民向け講演会、介護職向け勉強会などとおして、広く制度の周知を図る。</p>	<p>成年後見制度利用促進に関して、障がい分野・高齢分野でも今以上に促進していく必要がある。また社協の日常生活自立支援事業と連動させて展開することも検討をしていく必要性があると思われる。</p>	<p>成年後見に関する事務は、地域包括支援センターで行っております。高齢者だけでなく、障がい者についても、相談があれば対応していますので、それぞれの分野で連携して事業を実施しています。</p> <p>日常生活自立支援事業との連携については、利用者のうち判断能力の低下した方の情報が随時社会福祉協議会より提供されることとなっております。高齢者等サービス事業者へ成年後見制度の勉強会などを開催しており、従事者に対しては制度の周知が図れているため連携をすることができていますが、講演会への一般の方の参加が少ないのが現状です。制度の利用促進を推進するためにも、一般の方への制度の周知方法を検討しているところです。</p>

分野	施策	対象となる計画 (一部抜粋)	意見	回答
9	レクリエーション活動の充実	<p>広報あしやで障がい者レクスポ大会について周知する。 特別支援学級へ障がい者レクスポ大会の開催通知を行う。</p>	<p>何度か意見を申し上げた障がい者レクスポ大会に一般の方々が参加・見学できるようにすることも交流になるのでそうしていただけないか。</p>	<p>障がい者レクスポ大会は、競技に参加するのは基本的に障がい者のみとなっていますが、ボランティア団体やスポーツ少年団にスタッフとして、また一部競技にも参加してもらい、障がい者と健常者が交流する機会としています。 昨年度、一般の方々が観覧できるようにして広報紙やホームページで周知を行う予定としていましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い大会を中止しました。 令和4年度開催する場合は、感染状況を踏まえ、一般の方々の観覧や周知・案内方法について検討します。</p>
9	レクリエーション活動の充実		<p>芦屋町手をつなぐ親の会では50周年を記念して障がい者疑似体験のイベントを計画中です。これは障害者がどう見て、どう考えて、どう行動するのかを健常者の方に体験していただくイベントです。こういう新しい方法と従来の方法を合わせて考えていけないでしょうか。</p>	<p>障がい者疑似体験などのイベント開催について、要望があれば町として後援を行うことも検討しております。また、必要に応じ、広報紙等への掲載も検討していきたいと考えております。</p>